

幕末における「国喪」儀礼の言説——山田方谷の『義喪私議』を中心に——

韓 淑 婷

一、はじめに

近年、日本における儒礼に関する研究が進展しつつあり、それは主に朱熹『家礼』の受容をめぐる展開されている。吾妻重二氏は日本における『家礼』関連の史料を発掘し、基礎史料の刊行をはじめ、史料に対する全面的な書誌学的検討のほか、儒者や大名家による『家礼』実践の実例についても、数多く考察している^①。田世民氏は、熊沢蕃山の儒礼葬祭論をはじめ、闇齋学派・水戸学派・懷徳堂学派それぞれにおける『家礼』の受容と実践について、具体例を通して分析し、近世日本における『家礼』受容の様相を学派

ごとに解明している^②。松川雅信氏は闇齋学派の儒者による『家礼』への取り組みを素材とすることで、近世日本における『家礼』実践の問題を当時の葬送実態との関わりの中において検討し、儒礼実践と近世日本社会とを考察するための一つの接点を提供している^③。

かかる先行研究は様々な視点から日本における儒礼の問題について検討しており、その共通点は『家礼』の実践に焦点を絞って考察する点にあると言えよう。周知の通り、南宋朱熹の『家礼』は、冠婚喪祭の儀礼マニュアル書であり、その中ではまた喪祭礼が最も重要視されている。『家礼』は『儀礼』をモデルとして著されたものであるが、「礼は庶人に下らず」（『礼記』曲礼篇上）という従来の礼に

対する捉え方とは異なり、礼の実践主体を一般の「士庶人」と想定していた。そのため、『家礼』は主に親族の範疇に限って儀礼実践の方法を示しており、喪礼についても、親族間の喪式次第や服喪については規定しているが、君臣間の喪式儀礼については触れていない。

これまでの日本における儒礼の研究は、前述した通り、朱熹『家礼』の受容を中心に検討されているが故に、親族間で行われる喪礼の実践が考察の中心となっていた。しかしながら、「君」の喪式、つまり「国喪」⁴儀礼の言説に関する研究は管見の限り見当たらない。加えて、現在の日本における儒礼研究の成果は、主に江戸時代の前期と中期に集中し、それ以後の時期の状況については、さらなる事例研究の蓄積が俟たれるところである⁵。そこで、本稿では、日本における「国喪」儀礼の言説に注目し、ことに幕末期における儒礼受容の事例として、備中松山藩の陽明学者である山田方谷と彼の『義喪私議』を取り上げたい。

山田方谷（一八〇五～七七）は、名は球、字は琳卿、通称安五郎、備中松山藩出身の陽明学者であり、幕末維新期の経世家として知られている。これまでの山田方谷研究は、主に彼の陽明学理解や漢詩、藩政改革の施策に関するものがほとんどであり、⁶『義喪私議』に関する考察は皆無である。そこで、本稿では『義喪私議』はいかなる著作である

のか、方谷は『義喪私議』においていかなる主張をしたのかを中心に考察した上で、「国喪」言説の幕末における意義について明らかにしたい。

二、『義喪私議』の作成背景と構成

1 作成背景

『義喪私議』の冒頭に、次のような一文がある。

本篇ハ、嘉永二年先生藩主勝職公ノ為メ喪ニ服シ、居喪中三礼（周礼・儀礼・礼記）ヲ読ミ、国喪ニ関スルモノヲ抄録シ、君臣ノ義二本ヅキ題シテ義喪私議ト曰ヘルモノ是ナリ。先生初メ公ノ下ニ擢用セラレ、其ノ恩義ニ感ズルコト特ニ深シ。時二年四十五。（『義喪私議』冒頭）

この一文は、方谷の弟子である三島中洲（字は毅、一八三〇～一九一九）によるものと推測される。この一文から、嘉永二年（一八四九）、藩主板倉勝職が死去し、時に四十五歳の方谷は勝職のために喪服をつけ、三礼を読んでいううちに、「国喪」に関するものを抄録し、『義喪私議』を作成したことがわかる。また、「義喪」という用語は、「君臣ノ義」に基づいたものであり、方谷が『義喪私議』を作成するきっかけは、藩主勝職公に抜擢された恩義に報いるため

であることも読み取れる。

同じ背景が「年譜」嘉永二年の条からも確認できる。次のようなものである。

一、八月、勝職公江戸ニ卒ス、参州長円寺ニ葬ル、法名ヲ「寛隆院殿忠峰源義大居士」ト曰フ、寿四十七。公臨池ノ技ニ長ズ。先生公ノ喪ニ服スルコト五十日、礼装正室ニ端坐シ、児女ヲ近ケズ、喪札ヲ読ミ、事ノ国喪ニ関スルモノヲ抄出叙次シ、附スルニ私見ヲ以テシ、義喪私議家二伝ヲト云フ。(「年譜」、「全集」第二冊)

ここから、方谷は喪礼を読み、「国喪」に関するものを抄出し、私見も付け加えて『義喪私議』を作成したことがわかる。また、彼は、勝職公のために喪服をつけること五十日であり、喪服で正室に端座し、家族を近づけないなど、具体的な儀礼作法を通して、自ら喪を実践したのである。つまり、方谷が『義喪私議』を作成するきっかけは、藩主勝職公の逝去であり、方谷は実際の儀礼作法を実践することで勝職公のために服喪した。そして、居喪中に『周礼』・『儀礼』・『礼記』の三礼を読み、「国喪」に関する内容を抄録し、「君臣の義」に基づいて著作の題を『義喪私議』と決めていたのである。

2 『義喪私議』の構成

『山田方谷全集』第二冊に収録されている『義喪私議』は、前述した冒頭文の次に、方谷の「自序」が付けられている。「自序」に関する検討は後文に譲り、ここでは、まず『義喪私議』全体の内容構成について見てみたい。

「自序」の次に付けられている目録は、次の通りである(番号、括弧内の説明は筆者による)。

- ① 臣為君服之制 (臣が君のために服喪する制度)
- ② 臣為君従服、及寄公庶人為国君、妾為君党服之制 (臣が君のために従服する制度、及び他国に身をよせている君主や庶人が君のために服喪する制度、臣の妾が君のために服喪する制度)
- ③ 為旧君服之制 (旧君のために服喪する制度)
- ④ 周官、臣妾服君之制 (周官) にある臣の妾が君のために服喪する制度)

⑤ 喪君之論説 (君喪に関する論説)

⑥ 附録 君喪臣之制 (君が臣のために服喪する制度)

本文の形式としては、三礼の原文を引用した上で、方谷の見解が書かれている。そのうち、①～③は『儀礼』「喪服」における君喪の規定を中心に採録し、とりわけ①は最も分量を占めており、『儀礼』や『礼記』に書かれている喪服の次第が日本においていかにして実践可能になるのか

についての、方谷の基本的構想が窺えるものである。④は『周礼』にある臣の妾の服喪に関する内容を列挙するのみで、方谷の見解は付けられておらず、「今其の事の臣妾の服制に渉る者を抄し、以て参考に備ふ」（今抄其事涉臣妾服制者、以備参考）、「義喪私議」一二頁とあるように、単に参考のために取り入れただけの内容である。⑤は君喪と父母の喪とがぶる場合の対応方法、及び日本特有の「穢」などについて論じている。

①～⑤の内容は、いずれも臣が君のために服喪する制度に関連する内容であるが、⑥の附録だけは、君が臣のために服喪する場合の規定であり、且つ方谷の見解を表す内容が付けられていない。このような配分について、方谷は「臣の喪を悉く叙して、始めて不足を補ふ。纔かに論断を加ふれば、迹は君を議することに誇る。敢えて私見を除き、独り経文を列するのみ」（臣喪悉叙、始補不足。纔加論断、迹誇議君。敢除私見、独列经文）、「義喪私議」一五～一六頁）と言い、附録の内容は臣の喪に関するもので、主旨である君の喪を論じた上で補足したものであるため、敢えて私見を除いて原典を列挙するだけにしたと表明している。

三、日本の「精義」を表す喪礼次第

本節では、方谷が三礼の儀礼作法についていかに考えていたのか、また、日本で実践するにあたって、従来の風習との間でいかなる調整・改変を主張していたのかについて検討してみたい。『義喪私議』は『儀礼』『喪服』の記述に沿いながら内容が展開されているため、ここでは方谷が主張した喪服の様式と服喪の期間を考察した上で、ほかの居喪中の作法についても一例を通して見ることにする。

1 喪服様式

まず、喪服の様式については、方谷は次のように考えている。

我邦近代喪服、似太簡軽。而其間自有精義。人不曉其義、徒見西土煩重之服、以為其制迥別、不可通於我。殊不知唯取其意、而不泥其迹、会融斟酌、有以協今代之制、則彼之煩重不可廢、而我之精義自見矣。（我が邦の近代の喪服、太だ簡軽なるが似し。而れども其の間に自ずから精義有り。人其の義を曉らず、徒に西土煩重の服を見、以て其の制迥かに別なりて、我に通ずべからずと為す。殊に知らず、唯だ其の意を取りて、其の迹に泥まず、会融斟酌し、以て今代

の制に協うこと有れば、則ち彼の煩重廢すべからずして、我の精義自ずから見はる。『義喪私議』三頁)

ここから、方谷は、日本の喪服は非常に簡単と思われるが、実はその中に「精義」もあり、人はただその「精義」を知らないだけであると考えていることがわかる。中国の五服制度における喪服の様式は複雑で、日本では通用しないと思われているが、方谷は、五服制度の喪服に含まれる意味だけを取り、その形式に拘らずに融通・斟酌すれば、今代の制度を助けることもできると説いている。要するに、日本と中国とは風習が異なるにもかかわらず、方谷は複雑な五服制度を完全に捨象するのではなく、日本の「精義」を表せるように取捨選択することを主張しているのである。

五服制度では、服喪者は死者との血縁の親疎、あるいは身分に応じた種類の喪服を着るが、喪が重いほど、着る喪服は生地が粗末で、裾を縫っていないかたり前後が繋がらなかつたりしているなどきちんと加工しておらず、深い悲しみのため身なりを整える余裕がないことを表している。

喪服の種類は、「斬衰」・「齊衰」・「大功」・「小功」・「緦麻」の五種類に分けられ、この五種類に従い、順次喪の程度が弱まっていく。そのほか、君喪の場合に限って、「大功」と「小功」の間に諸侯の大夫が天子のために服する「緦衰」という特定の喪服様式も存在する。

方谷はかかる五服制度の喪服に含まれる意味を継承した上で、日本の喪服様式については次のように考えている。

『義喪私議』では、日本の風習を踏まえて、木綿服に麻の上下を「大功」以上の喪服(「大功」以下については、「緦衰」は肩衣、「小功」は麻袴)とし、紋様の有無・生地の精細で服喪の軽重に区別をつけている。衣服以外の身の回りの部分については、日本では普段「冠」をかぶらないため、髪を剃らず、櫛に油を使わず、寒くても巾帽をかぶらないといふことで対応しており、その中で、櫛に油を使うか否かで服喪の軽重に区別をつけている。杖の使用については、しつかりと一室に座り、みだりに立ち上らず、ゆつくりと行動するといふ作法を代替とする。靴の部分については、藁緒草履か雪駄の使用、または足袋の有無で服喪の軽重に区別をつけている。

このように、方谷は喪服で喪の軽重に区別をつけるという五服制度の「意」を継承しながらも、五服制度本来の喪服様式に拘らず、日本の風習に合わせた本土様式の喪服を新たに考えることで、日本の「精義」を守ろうとしていた。

2 服喪期間

服喪期間については、方谷は次のように述べている。

至於三年之数、則以邦制五旬充之矣。五旬之制、其短

極矣。然襲我水土、因我時俗。(中略)是所謂彼之煩重不可廢、而我之精義自見者矣。夫至情激發於一時、而不能持久。我之水土時俗為然。故君父之喪、哀戚悲痛、宜甚於彼。而日月制限、不能不短者、亦情文之極也。

今也、日月極其短、而又無哀痛之心。臣子之情亡、而忠孝之道廢矣。此豈我之所宜有哉、我之所宜有哉。

(三年の數に至りては、則ち邦制の五句を以て之れに充つ。五句の制、其の短きこと極まれり。然れども我が水土に襲り、我が時俗に因る。……是れ所謂の彼の煩重廢すべからずして、我が精義自ずと見はるる者なり。夫れ至情一時に激發し、而れども持久する能わず。我の水土時俗然りと為す。故に君父の喪、哀戚悲痛すること、宜しく彼よりも甚だしかるべし。而れども日月制限され、短ならざること能わざる者、亦た情文の極みなり。今や、日月其の短を極め、而して又た哀痛の心無し。臣子の情亡びて、忠孝の道廢る。此れ豈に我の宜しく有るべき所なるや、我の宜しく有るべき所なるや。『義喪私議』三、四頁)

ここから、日本における服喪期間を五句とし、中国における三年の喪に替えようとするという方谷の構想が読み取れる。彼は、日本の風土や慣習のため、誠意の感情が一時に發したものの、長く続くことはできないと考え、君父の喪に対する悲しみ自体は、実は中国よりも甚だしいが、服喪期間そのものは短くせざるを得ないと考えている。そ

して、当今の服喪期間について、方谷は、極端に短いほかに、哀痛の心もなく、忠孝の道が廢れた点がよくないと指摘し、服喪期間の長短そのものにはなく、哀痛の心の有無に問題があるとみなしていることが窺える。

方谷が主張する具体的な服喪期間は、『儀礼』「喪服」における「三年の喪」を例にすると、大体次のようなものとなる。『儀礼』「喪服」では「虞」「再虞」「三虞」はそれぞれ葬日(死後三月)、柔日(偶數日)、剛日(奇數日)と規定されているが、方谷はそれぞれ送葬が終わった日の夕方、その翌日、十七日目としている。そして、『儀礼』「喪服」では「卒哭」を剛日、「練」(小祥)を十三日、「大祥」を二十五日として、方谷はそれぞれ二十七日、三十五日、四十九日としている。これで「五句にして喪事畢る」(「五句而喪事畢矣」、『義喪私議』四頁)と方谷は考えているが、『儀礼』「喪服」にある二十七日目の「禫」については、方谷は百日目とし、その後哀痛の気持ちが淡泊となっていくべきである(「余哀未盡、則以百箇日為禫、而後始淡淡」、『義喪私議』四頁)としている。

そのほか、日本において慣習として行われる仏教の「七々日」については、方谷は「夫れ七七の節は、釈氏に起る。然れども世俗の慣用する所なり。採りて以て祭日と為す。又た何ぞ必ずしも其の迹に泥まんや」(「夫七七之

節、起於釈氏。然世俗所慣用。採以為祭日。又何必泥其迹」、『義喪私議』(四頁)と言い、世俗が慣用するがゆえに採用すべきだと主張し、日本の風習を重要視するという彼の態度がここからも窺えるのである。

3 他の喪礼次第について

紙幅の関係で、ここでは「哭泣」の礼に対する方谷の考え方を一例として取り上げたい。「哭泣」の礼については、方谷はやはり日本の風習を考慮し、次のように述べている。

哭泣之礼、邦俗所無。不必違俗而為之。(中略)然邦俗之無哭泣、非無哀於中也。忍焉而不發於音也。忍焉之痛、蓋有甚於啾啾之音者。若夫中無可發之哀而不發焉、亦非邦俗之所宜有也。(哭泣の礼は、邦俗に無き所なり。必ずしも俗に違へて之れを為さず。……然れども邦俗の哭泣無きは、中に哀しみ無きに非ざるなり。焉れを忍びて音に發せざるなり。焉れを忍ぶの痛みは、蓋し啾啾たるの音より甚だしき者有り。若し夫れ中に發すべきの哀しみ無くして焉に發せざれば、亦た邦俗の宜しく有るべき所に非ざるなり。『義喪私議』七頁)

つまり、方谷は、哭泣の礼は日本にはないものであるため、風習に違反して敢えてする必要がないと主張している。しかし、方谷は同時に、日本には哭泣の礼がないが、悲しい感情が普通に湧いてくるのであり、この悲しい感情を抑

えているので音が出ないだけであると捉えていることも見逃してはいけない。彼はさらに、感情を抑える辛抱強さは、声を出して泣くことよりも甚だ強いと強調しているのである。要するに、方谷は哭泣の礼そのものに拘らず、服喪期間の主張と同様に、哀痛の感情のほうを重視していると言えよう。それ故、彼は最後に心の中に哀しみさえ発生しないならば、それは日本においてもよろしくないことだと述べる。

以上の検討からわかるように、方谷は三礼の儀礼作法に對して、日本の風俗慣習を十分に考慮して、最も実践可能な形で調整し、変容させていた。そして、彼は儀礼作法の形式に拘らず、礼の形式に含まれる真意を理解した上で、日本由来の習俗に含まれる「精義」を引き出そうとしていた。「精義」という用語からも感じ取れるように、方谷がこのような工夫を行ったのは、やむを得ざる状況の下で選んだ妥協策ではなく、彼は日本の風土人情を積極的な要素として捉えていると言えよう。

四、『義喪私議』における「国喪」の主張

『義喪私議』の最大の特徴は、臣が君のために服する「国喪」を論じる点にある。江戸時代では、服喪に関して

は幕府服忌令が存在しているが、服忌令は親族間の服忌に限って規定し、將軍や大名の喪に関しては、はっきりした服喪の規定がなく、鳴物停止令と月代停止令のみ存在していた。本節においては、方谷がいかなる「国喪」体制を構想していたのかについて、服喪の対象者を中心に考察した上で、「従服」の規定及び君喪と親族喪との矛盾に関する方谷の考え方についても合わせて考察する。

1 服喪の対象者について

『儀礼』『喪服』の「斬衰・三年」項目には「諸侯為天子。君」という一句があり、「王朝の卿・大夫・士及び国土を守る臣である」諸侯は天子の為に（斬衰・三年に服）する、そして、「（臣は自分の）君の為に（斬衰・三年に服）する」と規定されている。これに対して、方谷は次のように理解している。

此章為臣喪君之大經矣。（中略）諸侯為天子。以見陪臣不然。君者諸侯也。以見自士以上。仕而食祿者、皆然。（此の章は臣の君を喪うの大經と為す。……諸侯は天子の為にすとは、以て陪臣の然らざるを見はす。君（のためにす）は諸侯なり。以て士自り以上、仕へて祿を食む者、皆然るを見はす。『義喪私議』三頁）

ここから、最も重い「斬衰・三年」の礼に対して、方谷

は、これは臣が君のために服喪するための根本不変の規則（大經）であると捉えていることがわかる。このような原則の下で、注目すべきは、この礼を日本において実践する際に、服喪の対象者について方谷はいかに想定しているのかという問題である。

行論の都合上、『儀礼』後半の「君のためにす」に対する方谷の解釈から分析してみたい。この臣が君のために服喪する規定に対して、方谷は「君（のためにす）は諸侯なり。以て士自り以上、仕へて祿を食む者、皆然るを見はす」と言い、身分が「士」以上かつ俸祿を受けている人全員が服喪しなければならぬと記述している。江戸時代の幕藩体制で考える場合、各大名が「諸侯」に相当するのは疑問がないであろう。そうすると、方谷は「君は諸侯なり」と言っているため、すなわち、各大名が「君」となり、大名に奉公し俸祿を領収している武士身分の人であれば、皆この最も重い喪に服さなければならないということになる。もちろん、具体的な服喪を実践する際に、「斬衰・三年」の代わりに、方谷が考えた日本式の斬衰服をつけて五十日間服喪することが要求されるのは言うまでもない。

次に『儀礼』前半の「諸侯、天子の為にす」の一句に対して、方谷は、「諸侯は天子の為にすとは、以て陪臣の然らざるを見はす」と言い、諸侯が天子のために最も重

い「斬衰・三年」に服するが、陪臣はしなくてよいと記述している。中国の場合は諸侯の服喪対象は天子となるが、日本の場合、方谷はどのように考えているのであるか。換言すれば、方谷において、大名の服喪対象となる「君」は、天皇と將軍のどちらを指しているのだろうか。この点については、次の「陪臣」の服喪規定から手がかりが窺えるため、先に見てみよう。

『儀礼』「喪服」の「總衰既葬除之」項目にある「諸侯之大夫、為天子」によれば、「諸侯の（卿・）大夫は天子の爲めに（總衰・七月に服）する」と規定されている。そして、伝の解釈によると、これは諸侯の大夫は天子にお目見えできるからであるとされている。⁹¹この一条に対して、方谷は次のように述べている。

是為諸侯之陪臣、服天子之礼。然如之伝所謂、今所謂御目見家老者矣。因知其他臣民皆無服。是亦可通行於今日也。（是れ諸侯の陪臣、天子に服するの礼と為す。然るに之れ伝に謂ふ所の如く、今の所謂の御目見家老なる者なり。因りて其の他の臣民は皆服する無きを知る。是れ亦た今日に通行すべきなり。『義喪私議』九頁）

この一文のキーワードは、「御目見家老」となる。御目見家老とは、將軍に謁見する資格を持つ家老のことであり、親藩や譜代大名の家老の職にある者にしか許されない

ものである。ここで方谷は、大名の家臣が「天子」のために服喪する場合の服喪者を御目見家老のみに限定し、それ以外の家臣及び庶民は服する必要がないとしていることがわかる。⁹²したがって、方谷が考えている「国喪」体制における「天子」とは、將軍を指していることも明白となる。⁹³そうなると、前述した最も重い「斬衰・三年」（日本は五十日）の服喪については、つまり大名が將軍のためにするが、大名の家臣は將軍のためにしなくてよいと方谷が考えていることも論を俟たないであろう。要するに、御目見家老という特別例を除いて、方谷が考えている「国喪」体制の基軸とは、家臣が直接大名に、大名が直接將軍に服喪するという厳格な階層秩序に従ったものと言えよう。

2 「従服」について

『儀礼』「喪服」の「齊衰・不杖・期」には「為夫之君」と「為君之父母・妻・長子・祖父母」が書かれており、「（公・卿・大夫・士の妻が）夫の（主）君の爲めに」、そして「（臣は）君の父母・妻・長子・祖父母の爲めに（齊衰・不杖・期に服）する」と規定されている。こここの二箇所とも「何を以て期するや。従い服するなり」という伝の解説が附されており、所謂「従服」の礼である。

「従服」とは主たる服喪者に従って服すること、従う

対象の服する喪服より一等を降ろして、所謂間接的に服喪することである。この原則に従いながら上の『儀礼』引用文の内容を確認すると、夫が君のためには「斬衰・三年」に服するため、妻は夫に従って一等を降ろして「齊衰・不杖・期」に服することとなる。次の臣が君の父母・妻・長子・祖父母のために服喪する場合も、従服の原則に従い、君に従って一等を降ろして「齊衰・不杖・期」に服することとなる。

この「従服」の礼に対して、方谷は次のように考えている。

六服術、従服居末、情誼尤薄。与義服尊尊者迥異。
(中略) 従服又非哀戚之甚者。不必規規則之。唯領其意、以私為差等可也。(六の服術、従服末に居り、情誼尤も薄し。義服の尊を尊ぶ者と迥かに異なる。……従服又た哀戚の甚だしき者に非ず。必ずしも規規則として之れに規らず。唯だ其の意を領し、私を以て差等を為すも可なり。『義喪私議』八頁)

方谷の考え方によれば、「従服」は、服喪の原則の中においては最も情誼が薄いもので、君臣の義における服喪原則の「尊を尊ぶ」とは異なるものである。「従服」では哀戚の感情が甚だ悲しいものではないため、「従服」の規定を一つ一つ細かく従う必要がなく、「従服」に当たる人は「従服」の意味を理解し、自分より喪服に差等を設けるだ

けでよいとされている。すなわち、方谷は、臣が君のための直接的な服喪に比べれば、「従服」は間接的なもので、且つ哀痛の感情もさほど深いものではないと言っている。ここから、「従服」をさほど重視しないという方谷の態度が窺えよう。

さらに、上述した「従服」の礼において臣が君の母のためにする服喪も規定されており、『礼記』「服問」では「君の母、夫人に非ざれば、則ち群臣服無し」と記述され、臣が君の母のために服喪するのは、嫡室に限るものであり、嫡室ではない場合は、服喪する必要がないと書かれている。これに対して、方谷は「此の章又た「君の母、夫人に非ざれば、則ち群臣服無し」と謂ふ。聖人礼を制するに、嫡妾の等を厳しくすること此くの如し」(「此章又謂君之母、非夫人、則群臣無服。聖人制礼、嚴嫡妾之等如此」、『義喪私議』一〇頁)と言い、嫡室と妾室とにおける身分の差についても注意を促しているのである。

3 親喪との矛盾について

最後に「国喪」と親喪とがかぶる場合に対して、方谷はいかなる対応の仕方を呈示しているのかについて見てみたい。

「国喪」と親喪とが重なる場合の儀礼作法については、

『礼記』「曾子問」において詳細に記載されており、君の死後より納棺・埋葬・祭奠までの各段階において父母の喪に遭遇した場合、いかに対応すべきかについて、それぞれの規定・礼式が示されている。状況によって対応の仕方も異なるが、君の埋葬までの期間が最も重視され、臣に対して君を無事に見送ることが要求されるのである。ゆえに、君が未だ埋葬されていない時点で父母の喪に遭った場合だとしても、大夫や士は君の所に居らなければならず、家の喪式は室老や子孫に任せておき、父母の喪の大事の時にしか家に帰ることができないと規定されている。この規定に対して、方谷も「君未だ殯ひんせられざるの章、言有り」（「君未殯之章、有言」、「義喪私議」一二頁）と言い、孔穎達の『礼記』注疏にある「君と親との哀既に半ばして相雜まじふ。君を尊と為す。故に意を君に主とす」の一句に注目し、君が未だ埋葬されていない段階では、君喪を優先すべきであるという孔穎達の解釈に対して、まさにその通りだ（「当矣」、「義喪私議」一三頁）とはっきり賛同しているのである。

ただし、中国では大夫や士は家を離れて王都に仕え、公務のために官舎である公館に宿泊する機会が多いため、『礼記』には君の喪のために「次公館」の礼があり、大夫と士は公館にて服喪することが要求されている。それに対して、日本の場合は、家臣は大名の居城を中心に城下町に

集まって生活や奉公をしているため、方谷は日本の事情に合わせて次のように提唱している。

如我邦国次於家。其有殷事、亦非職関其事者、不得之君所。則常帰君（居の誤か―引用者）于家而已。但其居喪之心、則以尊君為主者、決不可易也。（我が邦の如きは固より家に次る。其れ殷事有れば、亦た職其の事に関わる者に非らざれば、君の所に之くことを得ず。則ち常に帰りて家に居るのみ。但し其れ居喪の心は、則ち君を尊ぶを以て主と為す者、決して易ふべからざるなり。『義喪私議』一三頁）

すなわち、日本では家臣はもとより家に住んでおり、家に喪事があれば、原則として君の所に行くことができなくなる。これは幕府服忌令より明確に規定されており、上位者に所謂「穢」を近づけると見なされるからである。そうすると、家に喪事があった家臣は家中にて服喪生活を過ごすのは基本だが、注目すべきは、方谷は家中に居ても、哀痛の気持ちを親喪ではなく君喪の方に置くべきだと言っているところである。つまり、君を尊ぶころは決して親喪の存在によって動揺されることなく、君喪を主としなければならぬということである。

さらに、この君喪を見送る支障となる「穢」の規定に対しては、方谷は次のように説いている。

邦制、甚忌身有喪服者。名為服穢。是以有父母之喪、

而往君所、在法之所禁。然窃謂君既有喪而穢焉、不必忌臣之穢。則父母之喪、遭君之喪者、始死及送葬之日、許往君所、未為違邦制也。(邦制は、甚だしく身に喪服有る者を忌む。名づけて服穢と為す。是を以て父母の喪有りて、君の所に往くは、法の禁ずる所に在り。然れども窃かに謂へらく、君既に喪有りて焉に穢るるも、必ずしも臣の穢れを忌まざれば、則ち父母の喪にして、君の喪に遭う者、始死及び送葬の日、君の所に往くを許すは、未だ邦制に違うと為さざるなり、と。『義喪私議』一三頁)

ここで方谷は、「穢」というものの自体を否認しているのではない。彼は父母に服喪する人には「穢」の存在を認めているのは確かである。ただし、彼は同時に君喪にも既に「穢」があることに対して注意を促している。君喪に既に「穢」があるのであれば、これ以上同じ喪による「穢」を忌避する必要がない、これは方谷の理屈である。彼は幕府服忌令を新たに解釈することで、親喪の「穢」による君の送葬に参加できないという問題を解決した。勿論、方谷におけるこのような思考方式の転回が、「君を尊ぶ」という「義喪」の原則によるものであり、ここから親喪の「孝」よりも君喪の「義」を重視するという『義喪私議』の原則が窺えよう。

五、「国喪」言説の政治的意義

以上、方谷が考えている「国喪」体制について検討してきた。前述した通り、江戸時代の幕府服忌令は、親族間の服喪に限って規定するものであり、君の服喪については体制的な法令が存在していなかった。それでは、方谷はなぜ敢えて「国喪」の言説を提起し、『義喪私議』を著したのか。この点については『義喪私議』の自序から窺える。自序は次のような表現から始まっている。

矢丸貫頸、鋒刃洞胸、暴尸於原野、以扞国家之難。豈非人臣至情有不能已者耶。而唯我邦義烈之俗為能然。

(矢丸頸を貫き、鋒刃胸を洞き、尸を原野に暴し、以て国家の難を扞ぐ。豈に人臣の至情に已む能わざる者有るに非ざらんや。而して唯だ我が邦義烈の俗、能く然りと為すのみ。『義喪私議』一頁)

方谷がこのような激昂した書きぶりで記述を始めたのは、まさしく当時は「国家の難を扞ぐ」という非常時期であったからである。『義喪私議』の作成年代は嘉永二年(二八四九)で、ペリー来航(嘉永六年)の前ではあったが、天保年間から頻繁たる外国船の渡来に伴い、日本への上陸や測量、通商が要求されており、それに加えてアヘン戦争における

清国の敗北も日本に衝撃を与えていた。かかる激変した国際情勢の下で、幕府はやむを得ず「異国船打払令」を「薪水給与令」に変更し、海防掛の設置などを通じて国防体制を整え始め、各藩においても西洋式大砲の鑄造や西洋式軍備の演習などを行い、海防の強化を図っていた。このような状況の下で、方谷自身も、弘化四年（二八四七）に自ら美作の津山藩へ赴いて西洋砲術を学び、帰藩してから大砲二台を造って一藩に伝授し、さらに西洋砲術を以て軍政改革を図ったという。¹⁹

このように、方谷はペリー来航以前から、既に国家存亡の危機意識を抱えており、まさしく「国家の難」を防ぐことに尽力していたのである。彼は「人臣」の立場に立脚して「国家の難」という危機意識を表明し、さらに彼は、「人臣」が国家を憂慮し誠意の感情を起こしたのは、ほかでもなく日本の「義烈」、すなわち義を強く守ろうとするという風俗によるものであると捉えていた。このような心境の下で、方谷は君のための喪礼を取り上げて、次のように述べている。

西土聖王、制喪君之礼、與父母同重。而其嚴有加焉。

豈独厚風俗、正倫理而已哉。誠以振勵義士之氣、以固国家之衛者、蓋在此也。（西土の聖王、喪君の礼を制する、父母と重きを同じくするも、其の嚴、焉れに加ふる有り。豈に

独り風俗を厚くし、倫理を正すのみならんや。誠に以て義士の氣を振勵し、以て国家の衛りを固くする者、蓋し此に在るなり。『義喪私議』二頁）

すなわち、中国の聖王は「君」のために喪礼を制定し、父母のための喪礼と同じく重視しながらも、実際の儀礼作法については親喪の礼よりさらに厳しくしていると、方谷は認識している。それは風俗を厚くし、倫理を正すためのものにとどまらず、義士の氣風を奮起させることで国家を護衛するためのものである、と方谷は理解しているのだから。ここでは、喪礼と国家護衛との間にある一つの接点を見出すことができる。つまり、君のために服喪する儀礼を実践させることを通して、風俗・倫理を正し、「君臣の義」を明らかにすることができるようになる。それと同時に、武士の氣風を振起させることもできるようになり、それによって国家護衛を堅固にすることが可能となる。このように、「君喪」の礼は最終的には「国家の難」を防ぐことに繋がるのである。このような連鎖的な効果は、「人臣」の立場に立った方谷が『義喪私議』を通して期待したものである。

一方、日本における君喪の礼の問題について、方谷は次のように指摘している。

今代喪礼、固主簡約。尊尊之服、莫有定制。且妄議国

恤、世之所諱。是以遏密之令、臨時下之。人不過遵奉法禁。至於哀痛之誠、服容之節、有不知其為何物者。

此豈我邦俗之所固然乎哉。(今の代の喪礼、固より簡約を主とす。尊を尊ぶの服、定制有ること莫し。且つ妄りに国恤を議するは、世の諱む所なり。是こを以てれ遏密の令、時に臨んで之れを下す。人は法禁を遵奉するに過ぎず。哀痛の誠、服容の節に至りては、其の何物為るか知らざる者有り。此れ豈に我が邦の俗の固より然りとする所ならんや。『義喪私議』二頁)

つまり、日本では喪礼は簡約を主とし、中国の「尊を尊ぶ」というような服喪制度が存在しておらず、妄りに「国喪」を議論することさえ危惧されるため、幕府は鳴物停止令を下し、世の中の人も単にこの法令に従うのみである。

このような日本の事情に対して、方谷は喪礼において重要とされる哀痛の誠心や服喪の礼節が知られていないことに問題を感じており、日本の風俗からしても、そもそもこのようなことを許すわけがないだろうとほのめかしている。ゆえに、方谷は居喪中に喪礼を読み、最も痛感する点がここにあると表明した上で、「国喪」に関する内容を採録し、私見を付け加えて『義喪私議』を著したのである。²⁰⁾

方谷は自序の最後において、「夫の礼文儀節の若き、其の議に間ま牽強に渉る者有るも、亦た之れをして今日に行はしめんと欲するの本意に出づるなり。然りと雖も、余の

之れをして今日に行はしめんと欲するは、豈に止だ礼文儀節の間のみならんや」(若夫礼文儀節、其議間有牽強者、亦出於欲使之行於今日之本意也。雖然余之欲使之行於今日者、豈止礼文儀節之間而已哉)、『義喪私議』二頁)と記している。彼は「国喪」儀礼が日本においてよりよく行われるようにするために、「礼文儀節」に対して工夫を加えていた。それはまさしく、本稿で明らかにした日本の「精義」を引き出せるための措置でもあった。そして、方谷は、日本で行われてほしいものは「礼文儀節」にとどまらなさと表明し、暗に『義喪私議』の実践を通して、今世の気風を喚起し、国家を護衛するために役立つことを期待するという心境を吐露していることが読み取れよう。

六、おわりに

本稿は、これまで研究されてこなかった山田方谷の『義喪私議』について考察を行った。『義喪私議』は方谷が藩主勝職公のために自ら喪に服し、居喪中に三礼を読んでいるうちに、「国喪」に関する内容を抄録し、私見を付け加えて作成したものである。

『義喪私議』において、方谷は日本の風俗慣習を考慮した上で、喪服の様式から服喪の期間、居喪生活の作法まで

調整・変容を加え、三礼の儀礼作法に対して最も実践可能な形となるように工夫していた。このような工夫は、儀礼作法の形式に拘らず、五服制度の真意を継承した上で、日本本土の習俗に含まれる「精義」を守ろうとするという

『義喪私議』の原則によるものである。また、このような方谷の「国喪」主張における日本の「精義」を守るといふ原則は、日本における『家礼』受容の特徴を想起させるものである。日本の儒者が『家礼』の実践を図る際に、『家礼』に忠実に従えない現実的苦悩を克服するための次善策とした場合であれ、積極的に日本の風習作法を取り入れようとする場合であれ、いずれも日本の風習という要素に配慮していた。つまり、「親喪」・「国喪」を問わず、儒式喪礼の実践を考える際に、日本の風俗慣習を配慮する点は、儒礼の日本における受容の共通的特徴と言えよう。

『義喪私議』において「国喪」の服喪対象者については、方谷は武士身分を持つ者全体を想定し、庶民は服喪する必要がなく、単に鳴物停止令に従うだけでよいとしていた。

その中で、御目見家老という特別例も存在するが、基本的には大名は將軍のために、家臣は各藩主のために、つまり方谷は、最も直接的な君臣関係に対する服喪のみを強調し、「従服」という間接的な服喪については重視しない。そして、方谷は「君を尊ぶ」という義喪の原則を貫徹し、親喪

より「国喪」を優先し、幕府服忌令における「穢」への認識を新たに解釈することで、親喪の「穢」が「国喪」の実践を妨げるといふ問題を解決した。

以上から、方谷におけるかかる厳格な階層秩序に従った服喪制度の構想は、幕藩体制そのものを踏まえた上で構想したものであり、幕藩体制から些かも逸脱することがないことがわかる。むしろ「国喪」の服喪を実践させることで「君臣の義」を強調し、幕藩体制を補強する効果を期待したものであろう。

最後に、方谷が『義喪私議』を作成した意図は、幕末当時の国際的・政治的危機を乗り越えるための、一つの対応策を示すためのものでもあった。つまり、「国喪」儀礼の実践を通して、今世の士風を振起させ、それによって国家の難関を克服するという一種の国家護衛策略である。これこそ『義喪私議』の政治的意義と言えよう。このように、本稿によって、これまでの『家礼』が一方的に注目されるという視点と異なり、儒礼受容の研究に対して、「国喪」言説という新たなアプローチを提供できたとと言える。幕末期における儒礼受容は、当時の政治状況と深くかかわるものであり、このような背景の下で儒礼が注目される現象や意味について、今後さらなる事例研究を蓄積し、説明していきたい。

*本稿で用いた史料の書誌は次の通り。山田準編纂『山田方谷全集』全三冊（明徳出版社、一九九六年）。引用に際しては『全集』と略称、巻数と頁数を表示、『義喪私議』は第一冊に収録される。池田末利訳注『儀礼』Ⅲ（東海大学出版会、一九七五年）。服部宇之吉評点『礼記』（『漢文大系第十七巻（普及版）』富山房、一九九二年）。引用に当たっては適宜字体と句読点を改めた。なお、『全集』の『義喪私議』本文には、返点が施されているが、本稿で引用する場合には筆者による書き下し文を記した。

注

- (1) 吾妻重二編『家礼文献集成 日本篇』（二〇一九）（関西大学東西学術研究所資料集刊、二〇一〇～二〇二一年）、同『朱熹「家礼」実証研究』（華東師範大学、二〇二二年）、『愛敬与儀章——東亜視域中的「朱子家礼」』（上海古籍出版社、二〇二二年）等。
- (2) 田世民『近世日本における儒礼受容の研究』（ペリカん社、二〇二二年）。
- (3) 松川雅信『儒教儀礼と近世日本社会——閩齋学派の「家礼」実践』（勉誠出版、二〇二〇年）。
- (4) 「国喪」の概念については、『日本国語大辞典』では「国民全体の服する喪」、或いは「国をあげて天皇・皇后の

崩御を哀悼する礼に服すること」となるが、本稿では親族の喪と対照する意味で、君のために服する喪のことと定義し、括弧付で表記することとする。

- (5) 特に幕末期における儒礼受容に関する研究は、吾妻重二「佐藤一斎『哀敬篇』について」（『アジア遊学』二四五号、二〇二〇年）、拙稿「佐久間象山の『喪礼私説』について——幕末における「家礼」受容の一例」（『日本中国学会報』七一、二〇一九年）以外、管見の限り見当たらない。

- (6) 濱久雄「山田方谷の藩政改革とその思想的背景」（『東洋研究』一五九、二〇〇六年）、吉田公平「山田方谷の「気は理を生ずる」の説について」（『集刊東洋学』一〇〇、二〇〇八年）、倉田和四生「山田方谷の陽明学と教育実践」（『大学教育出版』二〇一五年）等。

- (7) 『山田方谷全集』に収録されている『義喪私議』は、『毅案』（毅は中洲の名）という形で弟子三島中洲の按語も二箇所付いている。ここから、弟子の口ぶりで書いている冒頭文は中洲によるものと推測できよう。なお、『全集』第三冊にある「山田方谷全集編纂刊行会由来」によれば、山田家を相続し且つ全集編纂の責任者でもあった山田準は、中洲の門下に就学したことがあり、中洲の蒐集した膨大な方谷遺稿や書簡を見たことをきっかけに、全集編纂に取り掛かった。

(8) 斬衰については「木綿服、無文麻上下」、「不剃髮、梳無油、雖寒不用巾帽」、「以布、若木綿、若真田為之、以其精麤、別之等殺、足以易絞帶」、「堅坐一室、不妄起歩、則徐徐、是亦病者用杖之意」、「寒不穿襪、用藁緒草履」とあり、齊衰については「棉服、無文麻上下、而比斬衰、稍用精細者」、「梳用油」、「用藁緒草履、小別精麤耳、麻履亦同」とあり、大功については「衰稍輕、今用有文上下可」、「大功以下不曰履、穿襪及草履、雪駄、從意用之」とあり、總衰については「戾子肩衣」とあり、小功以下については「用小倉若麻袴、不復着上下」とある〔義喪私議〕三〇九頁。

(9) 林由紀子『近世服忌令の研究』（清文堂、一九九八年）参照。

(10) 本稿で引用する『儀礼』の訳註・解釈はすべて、『儀礼』Ⅲ掲載の「註」に従う。

(11) 伝に、「天子に対して、諸侯の大夫はその身分関係は遠く、その恩義は薄いのに」何ゆえに總衰（・七月に服）するのか。諸侯の（卿・）大夫は（四）時に（それぞれ）天子に接見するからである」（『儀礼』Ⅲ、二四〇頁）とある。

(12) 特に庶民の服喪については、『儀礼』「喪服」では「齊衰・三月」の服喪が要求されているが、これに対して、方谷は「庶人服三月、以邦制度之、則当五六日。下民不可責

以哀情服容。唯下令嚴其過密而已」（『義喪私議』九頁）と述べており、庶民は服するの必要がなく、ただ幕府の鳴物停止令に従うだけでよいとしている。

(13) それに加えて、そもそもこの時期の方谷には倒幕思想そのものが見られない。『義喪私議』より作成年代がやや遅れた嘉永五年の「方谷加評吉田松陰急務策」においても、方谷は「尊王室以建国体、迎龍駕以鎮幕府」（『全集』第二冊、九二七頁）と言い、「尊王」を主張しているが、幕府に対しては「鎮」める、安んずるという態度を取っており、「尊王佐幕」の立場に立っていると言えよう。したがって、大名が直接的に服喪する対象が將軍と考えたほうが妥当であろう。なお、方谷が考えている「国喪」体制における天皇の位置については、不明である。

(14) 方谷におけるこの「嫡妾の等」に対する関心は、彼のほかの服喪規定に対する理解にも見られるが、紙幅の関係でここではいちいち例を挙げない。方谷は「妾之於女君、有君臣之義。而要其和睦」（『義喪私議』八頁）、「妻妾適庶之分如此。先王制喪服、不独尽恩義而已。防微杜漸之意、可謂遠矣」（『義喪私議』七〇八頁）と記述し、妾室と嫡室との間にも「君臣の義」があると強調し、さらに、彼はこの礼から先王の「防微杜漸」の意図を読み取り、嫡庶尊卑の秩序が乱れることを防止するという「国喪」儀礼の機能に注目している。

(15) 「曾子問曰、君未殯、而臣有父母之喪、則如之何。孔子曰、歸殯、反于君所。有殷事則歸。朝夕否。大夫室老行事、士則子孫行事。大夫內子、有殷事、亦之君所。朝夕否」〔礼記〕〔曾子問〕。

(16) 「大夫次於公館、以終喪。士練而歸。士次於公館」〔礼記〕〔雜記上〕。

(17) この一文は「曾子問曰、君薨既殯、而臣有父母之喪、則如之何。孔子曰、歸居于家。有殷事則之君所。朝夕否」〔礼記〕〔曾子問〕を踏まえていると考えられるため、「歸居于家」一句は「歸居于家」の誤りだと判断される。

(18) 前掲林由紀子『近世服忌令の研究』六〇頁参照。

(19) 山田琢・石川梅次郎『日本の思想家41 山田方谷・三島中洲』（明徳出版社、一九七七年）一二七～一二八頁参照。

(20) 「己酉九月余定大喪、坐次室、採喪礼而讀之、有所感于此。乃抄録三礼中事関邦喪者、略為敘次。附以私臆之見、名曰義喪私議」〔義喪私議〕二頁となる。

（九州大学非常勤講師）